

平成22年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、平成22年度から保険料率の変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成21年度と同じ割合で継続されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成22年7月中旬頃にみなさまに通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わります

平成21年度まで		平成22年度から	
均等割額	38,426円	均等割額	38,925円
所得割率	7.12%	所得割率	7.18%

● 均等割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H21年度まで	均等割額 H22年度から
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,700円	5,800円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、 その他各所得がない	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円	19,400円
基礎控除額 (330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数	2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養であった被保険者	9割	3,800円	3,800円

● 所得割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等 (基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の増加等の要因により、みなさまに納めていただく保険料も引き上げされることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

【お問い合わせ先】 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155

総務課 ☎018-838-0610

ホームページ : <http://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内